

養育里親

～もうひとつの家族～

5

坂口 伊都

1年が経過

対人援助学マガジンを連載し始めて、1年が経ちます。1年前の初稿時は、養育里親としてのこれからに不安を感じつつもやる気に満ち溢れていましたが、養育里親登録からも1年となり、娘からの「里子ちゃんいつ来るの？」という質問もなくなり、淡々とした日常を送っています。夫も養育里親に対するモチベーションが保てない様子を見せ、息子はやはり何を考えているかよくわかりませんが、マイペースに過ごしています。ただ、我が家が里親を忘れたのかというところではありません。里子ちゃんのために綺麗な服や本をとっておいたり、少し部屋を片付けたりする家族の姿があり、待ち続けてくれているのだと感じさせられます。

その家族の中で、一番路頭に迷っているのが私なのかも知れません。この1年で、このままでは動かないことがわかりました。3月の末に児童相談所のワーカーと児童養護施設の里親支援専門相談員の方が家庭訪問に来てくれたのですが、なかなか委託に結び付かない現状を聞き、上手く歯車が回っていない印象を受けました。

何かをしていかないと前に進まないとわかっ
ていても、何をしていったらいいのかわからず
編集長に相談しました。そこで編集長は、私に
「何をしたいの？現状の制度の中で動くだけで
いいの？」という問いかけを投げかけてきまし
た。編集長に相談をするといつも思いがけない
方向から問い返され、しばらく自分の中で葛藤
が始まります。今回も現状の制度の中で動く
だけで、何が見えるのかという問いかけは私
の中にずっしりとした種をまきました。種をまかれ

た以上、発芽させるしかありません。まずできることは、現状の里親制度で起きている事象を理解することです。

今回は、里親の委託が前に進んでいかない現状の背景には何が潜んでいるのか、私なりに考えていこうと思います。

里親等委託率の増加率 ～厚生労働省資料から～

それでは、厚生労働省は何と言っているのか見てみましょう。平成26年3月の「社会的養護の現状について」に里親委託を推進する上での課題と取組という項目があり、課題が4つあげられています。

- ① 登録里親確保の問題
- ② 実親の同意の問題
- ③ 児童の問題の複雑化
- ④ 実施体制、実施方針の問題

未委託の里親については、実施体制、実施方針の問題の中に書かれてきます。未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要とあります。確かに里親会の総会に出席した際、児童相談所の里親担当ワーカーが、「里親担当は里親さんの顔がわかるが、他のワーカーは里親さんの事を知らない。どうしても施設や自分が知っている里親さんしか浮かんでこない。知らない里親さんに依頼することは勇気がある行為になっているので、児童相談所の中で里親の情報共有が必要だと感じている」と話していました。

その他、実施体制、実施方針の問題に「児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分関わっていない」「里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない」「職員

の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題」と指摘しています。

この実施体制、実施方針の問題に対する里親委託を推進する取組例として次の6項目あげられています。

- ▶ 里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ▶ 里親会の強化
- ▶ 里親担当職員の増員等
- ▶ 里親委託のガイドラインの策定
- ▶ 里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体の間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ▶ 相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起し等

私の地域でも、児童相談所と施設の里親担当で里親委託等推進委員会を立ち上げ、3月末に未委託の里親宅に家庭訪問にという流れになったそうです。

厚生労働省では、都道府県別の里親等委託率の差や里親等委託率を大きく増加させた自治体における里親推進の取り組み事例を公表しています。里親等委託率は、乳児院と児童養護施設入所時と里親・ファミリーホーム委託児の総数の中で占める里親・ファミリーホーム委託児の割合になります。「等」は何かというと、里親だけでなく、里親が経営する定員6名までのファミリーホームへの委託数を含めているという意味合いが含まれます。

厚生労働省では、平成16年度末から平成21年度末の里親等委託率を大きく増加させた11自治体をあげています。厚生労働省の表には、里親等委託率が表されているのですが、ここでは平成16年度末から平成21年度末の里親委託率の増加幅と里親登録数、受託里親数、里親委託児童数をあげてみます。

平成 21 年度末の里親等委託率は、福岡市 20.9%、大分県 17.6%、宮城県 17.0%、静岡県 18.9%（静岡市、浜松市含む）、栃木県 16.0%、香川県 14.6%、滋賀県 28.2%、福岡県 11.5%、佐賀県 8.2%、新潟県 32.5%（新潟市を含む）、山梨県 23.2%で、新潟県は平成 24 年度末でも里親等委託率は 44.3%で一番高い値になっています。

		増加幅	登録数 (組)	受託里親数 (組)	里親委託児童数 (名)
1	福岡市	14.0%増	73	38	75
2	大分県	10.2%増	96	58	77
3	宮城県	9.1%増			
4	静岡県	8.3%増	185	71	98
5	栃木県	8.1%増	177	74	89
6	香川県	8.1%増	43	19	29
7	滋賀県	7.9%増	158	41	75
8	福岡県	7.4%増	88	56	89
9	佐賀県	7.0%増	49	19	22
10	新潟県	6.1%増	150	54	69
11	山梨県	5.4%増	103	51	71

※宮城県は、取組事例が掲載されていなかったため不明

具体的な数をみると、里親に委託された子どもの数の開きが大きいことがわかります。また、委託されている里親の数も登録数の過半数に達しない方が多いです。里親登録は、養育里親だけでなく親族里親、養子縁組を希望する里親の数や里親自身が高齢化して引退している数も含まれるので一概には言えませんが受託里親数が登録数の 6 割以上を占めるのは大分県と福岡県だけです。里親等委託率の増加幅が高い地域でも未委託の里親の数は多いようです。

委託率で言えば、平成 21 年度の報告に「各都道府県の 18 歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合」

が報告されています。これは、各都道府県の児童福祉法に該当する 18 歳未満の子どもの数に対してどれくらい子どもが里親や施設入所をしているかの割合です。割合が高いのは、高知県 0.309%、熊本県 0.253%、東京都 0.025%で、低いのは新潟県の 0.048%、滋賀県 0.085%、千葉県 0.097%です。里親の委託率の話になると、その地域にある施設の数（子どもの定員）と関係があるのではないかとされます。つまり、施設の定員が多い所は、どうしても施設入所が優先され、もともと施設が少ない所は里親を活用していく流れになるという理屈です。

平成 23 年 12 月現在で、新潟県の児童養護施設数は 5 件、滋賀県も 4 件です。新潟県も滋賀県も施設数が少なく、入所できる人数が限られていると考えられ、里親を活用しやすい環境があるといえるのかもしれませんが。平成 25 年 2 月に全国里親委託等推進委員会から「里親等委託率アップの取り組み報告書～委託率を大きく増加させた福岡市・大分県の取り組みより～」が出されていますが、福岡市も大分県も里親委託への移行になったきっかけは、施設の空きがないという事態の困り感からでした。

里親等委託率には、もともとの入所・委託児の総数の大きさによって変動が左右されやすいので、委託率だけでは判断できない部分もありますが、各自治体の平成 22 年度と平成 24 年度の里親等委託率の変動を計算してみました。平成 24 年度の里親等委託率の平均は 14.8%で、最大が 44.3%、最少が 5.0%です。この 2 年間で 10%以上の増加幅があったのは 4 自治体、逆に増加幅が 1.5%以下の低い自治体も 7 あります。その内、増加ではなく▲0.3%のマイナスになっている自治体が 2 自治体ありました。全国平均よりも下回り、増加幅 1.5%以下が 4 自治体あり、その内の 3 自治体の増加幅が 1%に届いていません。自治体によって、里親の委託に対する温度差が出始めている印象を受けます。自治体に

よって抱える事情が違いますが、里親等委託が伸び悩む自治体も特定されてきている現状が見えます。平成 26 年度末までに乳児院、児童養護施設は小規模化、地域分散化や家庭養護の支援を進める具体的な方策を定める「家庭的養護推進計画」を都道府県に提出し、それを受けて都道府県は平成 27 年度を始期とした「都道府県推進計画」を出す予定になっているので、来年度になると否応なしに動きが出てくるのでしょうか。どのような目標が設定されるのか、楽しみです。

養育里親の役割

実施方針の問題に対する 6 つの里親委託を推進する取組例の中に、「相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起し」があります。施設入所をしている子どもから、里親委託を考えていくという考えの場合、家族の面会がほとんどなく、長期間入所している子どもに家庭での生活を知って欲しいからと里親を希望することが多いようです。このような場合は、本来なら養子縁組を希望する里親の下で新しい家族を作っていくことが望ましいといえますが、子どもの年齢が上がるほど希望者が減り、養子縁組を結ぶのは困難な状況にあります。

里親登録には、養育里親、専門里親のように子どものケアを目的とした里親と 3 親等以内の親族が養育していく親族里親、そして自分の子どもとして迎えようと思っている養子縁組を希望する里親があります。養子縁組を希望する里親に登録は、子どもに恵まれなかった方が多いようです。養子縁組を希望する里親もまずは養育里親として子どもと生活を共にし、その後に養子縁組となります。なので、養育里親と重なる部分がありますが、やはり目的は違います。現在は、目的が異なる里親が合わさって数値化

され、語られています。この状態は非常にわかりにくくしていると思います。

子どものケアを目的にした養育里親と専門里親については、里親ではなく「家庭ケアワーカー」等の目的がわかりやすい呼び方をしていく方が望ましいと考えています。養育を目的とした里親と養子縁組を目的とした里親のそれぞれの委託率向上を目標値にし、明確化する作業があるのではないのでしょうか。

養子縁組を目的とする里親の委託率目標値が高くなっていけば、もとの家族との関係を維持していく事に重きを置くのではなく、子どもの将来を考え新しい家族を得ることに重点を置くこととなります。

養育を目的にした里親には、もとの家族に子どもが戻れるようにケアすることが求められ、同時に家庭に戻れるための環境作りのベースとなる保護者に対しての支援強化が必須となります。国際的な流れとして、子どもに永続的な家庭環境を保障していく（パーマネンシー・プランニング）ことが重要であるとされ、養育里親委託は 1 年から 2 年で家庭に復帰することが望ましいと言われています。しかし、現実には簡単ではありません。なかなか保護者の下で生活することが困難なケースが多いといえます。その子どもを養子縁組させろという考えが、国際的な考えですが、親子のつながりを細々でもつないでいく選択肢もあると考えています。養育里親はあくまでケアワーカーであり、親子関係の保障を支援する者であるべきです。家庭引取りにならなくても、実親との定期的な面会や外出を繰り返すことに意味があります。会える時間は短時間でも約束したら、必ず来てくれる人に親がなれば、子どもは親を信頼できるようになります。養育里親は、一緒に暮らせない親子という現実を子どもと一緒に受けとめていく役割は担えるでしょう。里親の目的の違いを意識するだけで、子どものその後の人生に大きく関

わる課題だと改めて感じます。

では、家庭復帰が望めず長期間施設入所している子どもが養育里親に委託されるようになった場合、何ができるでしょうか。養育里親の場合、養子縁組をしないことが前提になります。そこで考えなければならないことは、その子の将来的支援をどう実現できるのかであり、その子が今まで生きてきた証をきちんと受け止めることだと思います。養育里親の立場で何ができるのかを考えると、担当職員の方を始めとした施設職員の方々との関係を大事にし、関係を継続していくことだと考えます。その子の人生が、コマ切れではなく、つながった流れを維持し続けていけるものにする必要があります。その子が何歳までその施設にいたかはわかりませんが、長期間いたのであればより、その子の育ちを知る大事な人がいる場所であるといえます。その施設と養育里親が共に、大人になっていく先を見据えて、何を環境として整えられるのかを考えていく事が、パーマネンシー・プランニングに少しでも近づく道なのではないでしょうか。

その一つの試みとして、その子の生い立ちを振り返るライフストーリーワークをその子と施設職員、養育里親の三者でできればと思います。小さい頃から知っている職員と今の生活を共にする養育里親が並んでその子の生い立ちを一緒に考えていけば、その子は心強く感じられるのではないのでしょうか。親との関係が希薄でも、その子を支えようとする大人の存在をきちんと伝えていくことはできます。将来的に施設の職員が退職しても、養育里親はその場所に居続ける可能性は高く、大人になってからも頼れる場所としてあり続けられます。

施設の立場からすると、福祉現場の予算も少なく、職員の数が圧倒的に不足、日々の業務で精一杯という現状があります。そのため、アフターケアの業務量が増え、職員の方の負担が

増してしまいます。そうでなくても、重労働な職業にさらい追い打ちをかけることになりませんが、私が出会った施設職員の方々は、その子のためにできることがあれば何でもやりたいという想いを持っていて、提案すればのってくれるのではないかと感じています。子どもを中心に考え、いろいろな大人が子どもに関わっていくことは、その子の力になっていくと思います。

終わりに

今回は、進まない里親等委託率を中心に考えてきました。地域によって抱える事情は違いますが、地域によって温度差や里親に対する不透明さがありました。また、里親等委託率の低い地域があり、そこでは施設入所でケアしていく現状に困り感が発生していないのでしょうか。何かの外圧が起こり、困り感が生じると変化が始まりますが、そこまで待ってられません。里親は「見えない存在」「気づかない存在」として位置づけされているという現状です。

そこで、養育里親登録した者としてできることは、児童相談所のワーカーだけでなく、施設職員の方にまずは自分たちの存在を知ってもらうことではないかと考えます。子どもを委託するのに得体の知れない人物に頼もうとはなりません。まずは、児童相談所のワーカー、施設職員、里親が顔のわかる関係になることが第一歩となると感じています。正直、まだまだ手探り状態で、わからないことばかりですが、できることから形にしていこうと思います。今後、どのような展開になるかわかりませんが、養育里親として起こせる変化を起こし、また報告していければと思います。